

日米の尊厳死の三要因（覚え書メモ）

日頃、緩和ケア活動を手伝い、また、濃厚な医療的ケアを必要とする重度重複障害児問題と係わっていることから、現時点の日米の尊厳死の法的・社会的合意について、覚え書としてメモしておきたいと思う。

米国の三要件（1976年ニュー・ジア州最高裁、1990年連邦最高裁）

患者はいかなる治療をも拒否できる。

その意思を知る家族らが意思表示を代行できる。

医師は患者の意思を尊重しなければならない。

日本の三要件（1995年横浜地裁：東海大付属病院事件）

治癒不可能で死が避けられない末期状態。

患者の意思表示か、家族による患者の意思の推定がある。

自然の死を迎えさせる目的。

追加：患者の真意が不明であれば生命保護を優先すべき。（2005年横浜地裁：川崎共同病院事件）

参考・引用文献：2005/3/28 朝日新聞朝刊「時事刻々：キ・ワ・ド」欄。

日米の三要件を見ると、

米国は、死とは関係なく、個人の意思を尊重することからの判決であるように思う。

日本は、個人の意思を尊重しながらも、あくまで「死」というものを念頭においての判決かなとも思える。

そして、川崎共同病院事件で「患者の真意が不明であれば生命保護を優先すべき。」と判決に追加・明示された。

このことは、判例は日本社会の規範となるので、意思表示が困難な重度重複障害児と係わっているだけに、どこか私にはほっとするものがある。

（2005年3月28日 記）